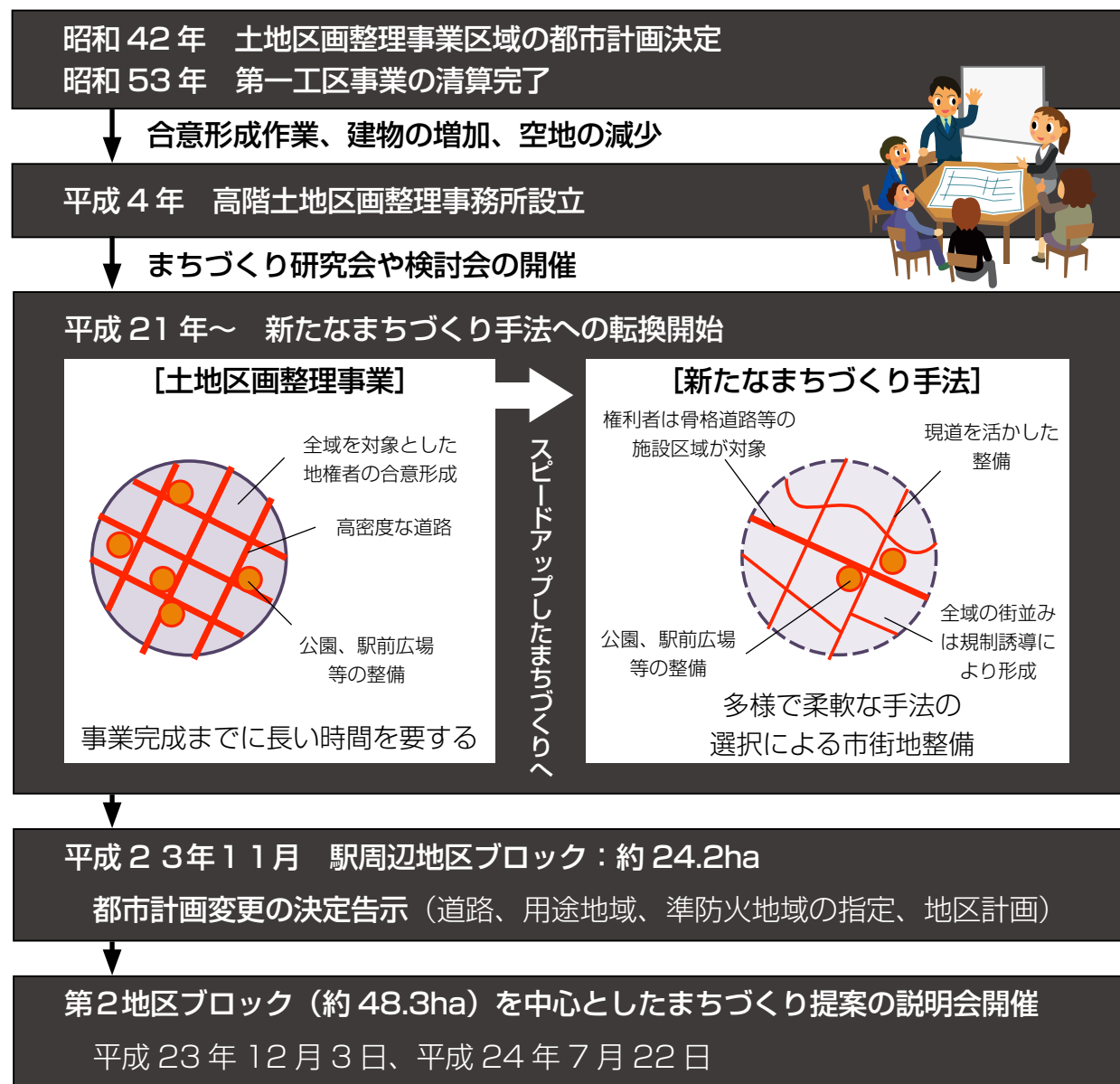


これまでの経緯をご紹介します

当地区では、昭和 42 年に土地区画整理事業を都市計画決定しましたが、駅東西の周辺区域については、区画整理事業の進捗が非常に難しい状況となっていました。そのようなことから平成 21 年以降、区画整理に代わる新たなまちづくり手法への転換を図り、平成 23 年 11 月には、区域内の一部である「駅周辺地区ブロック」において、都市計画の変更を告示し、建築制限の緩和を図るなど、新しいまちづくりがスタートしています。



※ ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

発行／お問い合わせ先

川越市 都市計画部 高階土地区画整理事務所
〒 350-1133 川越市大字砂 77 番地 1
電話 049-244-5588
FAX 049-247-6448



高階まちづくり

通信

平成 25 年
7 月号

発行：川越市 都市計画部 高階土地区画整理事務所 TEL：049-244-5588

この通信は高階土地区画整理事業区域内に土地をお持ちの皆様にもまちづくりの進捗をお知らせするものです。

高階事業区域全体の区画整理に代わる 新しいまちづくりをスタートするため、 都市計画変更の法定手続きを開始します

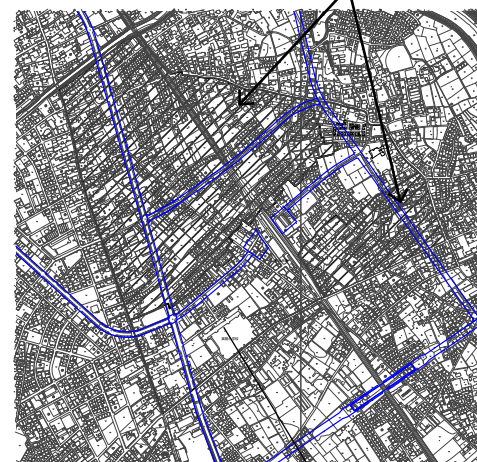
駅周辺地区ブロックに続けて、「第2地区ブロック」につきましても、これまでに関係する皆様と意見交換したまちづくり提案を中心に、平成 25 年 7 月から都市計画変更に向けた法定手続きを開始します。

7 月 28 日（日）には説明公聴会を開催いたしますので、ぜひ足をお運びください(別紙参照)。

■都市計画の変更の内容

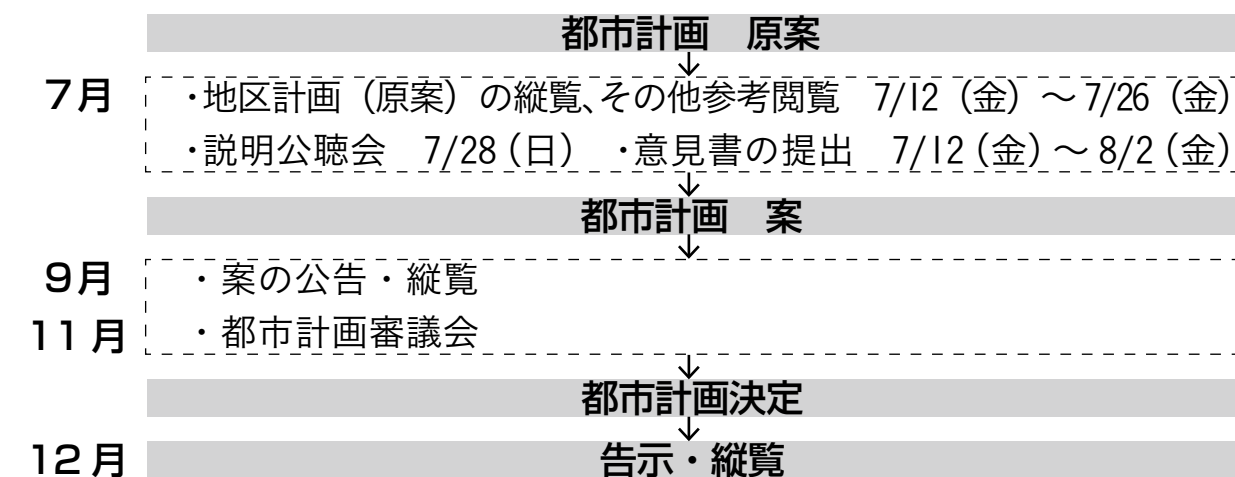
- ① 都市計画道路の決定
- ② 用途地域の変更
- ③ 地区計画の策定
- ④ 準防火地域の指定
- ⑤ 土地区画整理事業区域の変更

第2地区ブロック：約 48.3ha
都市計画の決定・変更の法定手続きを開始します



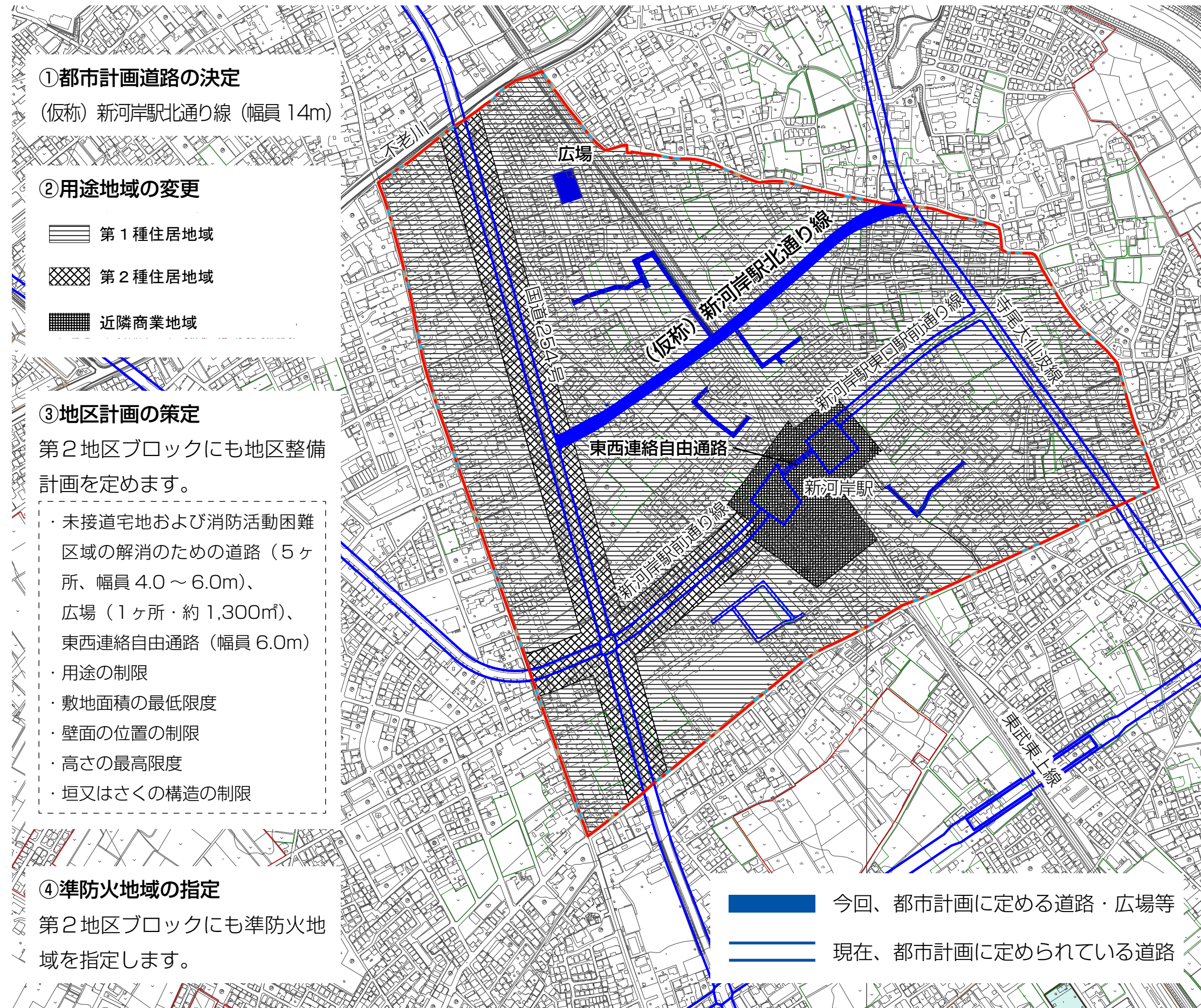
駅周辺地区ブロック：約 24.2ha
平成 23 年 11 月 都市計画変更の決定告示

■手続きの流れ（平成 25 年度予定）



高階地区のまちづくりとの整合を図るため、川越市都市計画マスタープランの変更を行います。[6/28（金）～7/29（月）までパブリックコメント実施]

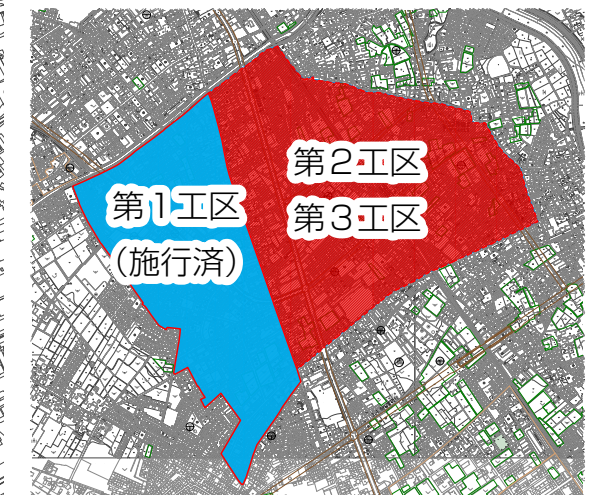
都市計画変更の概要



⑤土地区画整理事業区域の変更

①～④の都市計画変更に合わせて、土地区画整理事業によらない新たなまちづくり手法に転換する第2工区、第3工区については、土地区画整理事業区域の変更を行い、除外します。

従前



従後

